

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千五百九十三號
明治廿三年三月十四日(甲午)
舊曆庚辰正月廿四日
日山千五百五十五分
日山千五百五十五分
月入千五百五十五分
日入千五百五十五分
日入千五百五十五分
日入千五百五十五分
(西曆一千八百九十年)

時事新報定額
時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價
送廣告料ハ左ノ如シ
一 枚二錢〇二箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
〇〇二箇月前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ購取ルモノハ電送スルモノニ限リ右定額ノ外ニ
前月十五日ノ送達ヲ受ケルモノニ限リ右定額ノ外ニ
時事新報廣告料前金

一行	二行	三行	四行	五行	六行	七行	八行	九行	十行
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

時事新報

富強強兵

武を以て國を立つるの風は次第に強へて商業立
國の傾を生ずるに至りたるは今の世界の趨勢なり蓋
し往時武事なるものは至て備軍ある者にして勝負は
武器の精粗と闘力と力と力と退くは勇氣に富めば竹槍
唐旗を以て天下を威服し戰勝者として大國を領するの
例珍らざりし例へば彼のサクソン人が徒手を以て英
國を取りノルマン人が之れを代りて又之を領する等
戰國の事に勇あるものは空拳以て大功を立つるを得
たりしかば當時社會一切の人事は孰れも道と武事に譲
りて商賈も學問も農工業も毎度武事に降参されて之れ
に甘んじたるをたれども近時蒸氣電氣の發明あり續て
鐵製鎗等の工夫ありて之を軍器と適用するに及んで
兵の利鈍必ずしも勇氣腕力のみならず國富みて多く
の軍艦を備へ砲臺壘壁堅固を極めて海陸の兵には絶之
新改良の銃砲を給し敵に一門の天砲を増せば我れは
十門を増すと云ふ斯かる比例も進むべきは戰はずし
て既に其勝を卜すべく今の軍國の間柄は云はば軍費の
多寡較して大體統計上より其兵の精粗強弱を
判斷するを得る程なり左れば武備の大切なるは古今
相異ならずと雖も相異なるものは其武備の費用にして
て今昔と事換はり一般の軍艦を製するにも幾十幾百
萬圓を要するが故に武備云々の先だちて之を辨す
る其費用の出處に若目すると其爲れり即ち文明各國
に於て特に商業を重んじて武事の上位せしむる所以
にして例へば近年英國が東洋艦隊の數を増して幾多の
軍艦を印度支那の近海に備へ置くと徒々武威を張るに
非ず唯その武を利用して商賈を保護するが爲めのみ又
昨今同國中に國防論を唱ふる者多く現政府も其議を容
れて大に軍艦を増加するの豫算なれども目的とする所
は倫敦、グラスゴウ、リヴァプール及びビニヤンヤを始
めとして英國の諸商港を防禦するに在り云へり扱て
又近來米國にても軍備擴張の說あれども其說の要點
を叩けば矢張り商賈を保護するに外ならず蓋し近年米
國にては商業の發達著しく東部海岸の大都會は大圓高
層海に面して軒々相稱比すれども海防は誠に薄弱にし
て一朝事ある日に當り之を防禦するの備なく萬一敵

の砲丸の爲めに一商館を破壊さるゝと云ふも尙且つ
軍艦一二艘を製する程の損失を生ず可きが故に此等の
商館にては戰時の保險料として進んで其海防費を贖出
せんとするものなれば是れ其眞實商賈其物の重きに因
りて始めて起りたる軍備論と云ふ可きのみ又獨備兩國
の如きは國交際上一種特別の關係ありて互に武を重ん
ぜざる可らざるの勢を成したれども獨逸が聯邦統一以
來大に商業を獎勵するは人の能く知る所として佛國も
亦近時その商工を發育するの道を講じ公論の向ふ所ア
フランス一將軍の如き者すら口を開けば必ず先づ商工
獎勵の要務を説くに至れり左れば今の文明各國は商業
立國の方向を取らざる者なく昔は武事の都合も因りて
毎度國の商業を蹂躪したると云ふも今は商業を保護
するが爲めに武備を修むるの都合もして武事商業古今
その主客の地位を變じて商業に重きを加へざる者即ち
今の文明世界の趨勢なりと云ふ可きなり
從來我が日本國も毎度國防論の喧しきと云ふれど
も論者の着眼點然として曾て國富の如何を察せず試
も統計表を按じて前十年間に我が國富何程を加へたれば
後十年間に何程の軍備を増さざる可らずなど申す論議
は從來餘り見受ざる所なれども今後國防の事を論ずる
者は先づ國富を着眼せざる可らず國富は年來依然たる
に徒に國防を嚴にするは貯金の高の増さずして徒に
弗箱を堅固にするが如く其弗箱の代價を積て之を箱
中の金に比せば尋常保險料幾倍して利息勘定の上得
失相償はざるの奇相なれども云ふ可らず我輩は前記に
も陳述せし如く英國政府は一昨年中國國防の說を主張し
て海軍大臣ハムルトン卿は向ふ數年間を期し軍艦七十
艘を新製するの議案を國會議院に提出し遂に其可決を
得たりしが今軍艦一艘を假りに十五萬磅即ち凡そ我が
百萬圓と見積れば七十艘は千零五十萬磅即ち我が七千
萬圓ばかりにして數年間の軍艦製造費が殆んど我が政
府の歳入に匹敵せんとする程なれども又一方より英國
の國富を見れば千八百八十五年の計算に百億三千七百
萬磅餘にして是れより前十年間に十四億八千九百萬磅
を増したりと云へば是れより後にも同比例を以て増すと
あるべく國富が十年間に於て十幾億磅を加ふるに比す
れば向ふ數年間に於て一十萬磅位の弗箱即ち軍艦を作
るは高の知れたる割合にして一見すれば莫大の軍備金
なるが如くなれども國富と相比較して考ふれば至て輕
少の者たるを知る可きなり近年或る哲學者の說に世に
軍備金は馬鹿くしき者あければ各國共謀して之を
廢し國交際上の争は萬國公法に訴へて裁に裁判を乞
ふ可し云々と云へども是れは事實上行はる可き非ず
然る以上は其馬鹿くしきも關せず各國相應の軍備
を爲さざる可らざれども其軍備の擴張は常に其國富
の増加に續て起るの順序に因らざる可らず即ち英國の
國防論の如き此順序に因りて起りたる者にして我輩は
今後我が國防を論ずる者が先づ國富の點に注目して所
言の漢然に陥らざらんことを希望に堪へざるなり

○海軍擴張案 目下海軍部内に海軍擴張論の盛なる
みどは屢々本紙上に記せし所あるが今日我海軍にては
軍艦の數に少くも關らず之れが事務を取所の本
省には對多の事務官あて少からざる入費を要するも
どかり軍艦を増加するの必要は目前に感じながら昔嘗
り之れに對して支出すべき金もなく此儘にして往昔日
を過ぐる時は連も海軍の擴張は見ざるべきにあらざり
ては大に本省の事務を減じ其減じ得たる金を以て軍艦
製造の費に充つべしとの説ありと云へり
○會計決算 會計検査院にては目下明治十八年度決算
の調査中なり
○衛生局 内務省衛生局は來る四月上旬慶局と爲し同
事務を統括局へ合併するの噂あり
○徵兵取扱の義に付何指令 徵兵取扱の義に付德陽縣
より陸軍省へ二月十八日附を以て徵兵令第十八條第
二項に依り徵兵取扱を屬したるもの其事故止む本年徵
集すべき者再び官公立小學校教員と爲る者は徵兵
令第十一條第三項に依り六週間現役に服せしむる故又
前項果して令第十一條第三項に依るものせせば其年徵
令抽籤現役當籤の後入營前再び教官と爲るものも如き
も尙ほ令第十一條第三項に依らしむる故との伺ひに對
し第一項は御意見の通り、第二項は現役當籤後に係る者
は令第十一條第三項に依るの限に在らずと去る十一日
指令ありと
○金庫局員 大藏省金庫局は本月限り事務を日本銀行
へ引渡す管にて同局員は昨今頻りに調査中なれど悉皆
の結了は多分來る四月中旬に及ぶならんと同局員止の
上は金庫課を總務局中へ置き屬官五十餘名の内十四五
名は日本銀行へ事務と共に引渡し其餘は會計局と新設
の金庫課へ轉任せしめ申すは非職を命せらるる向きも
あるよし既に辭職して日本銀行へ赴きたるも四五名あ
りといふ
○大演習の見物人 今度尾野地方に於て陸軍大演
習の執行あるに付東京の紳士商賈は右見物客を伊勢大
廟の御蔭参りに出掛けんと夫々準備をなすも少なから
ず中には既に名古屋へ旅館の手當を申進したる向も
ある由にて最早同地の旅舎は大抵約定満ちたりと
云ふ
○横濱鑛港 横濱に要する燈塔二艘を去る十一日燈臺局
より鑛港港に引渡し同日鑛港用潜水器の試験を行ひ其
他大抵整頓したれば本月下旬より五千八百呎の水堤
を南中村川より鑛港、六千五百呎の水堤を北神奈川砲
臺より鑛港等ありと
○水雷火障 吳佐世保の兩鎮守府へ備ふる水雷火障は
目下芝金杉の田中工場にて取急製造中なり
○朝鮮京城近報 (二月廿六日)
大院君の一言一行は世人の注視する所なり君既に七
十有餘の老齡に及ぶと雖も智略に富めるは掩ふ可か
らざる事實として其勇壯活潑の氣象は人をして驚かし
め其徳は庶民をして服従せしめ君の一言一語以て八道風靡
せざるなし君は老年を口實として常に世事に關せざる
様子なれども國家を憂ふるの念深し抑も今外國人放
逐強訴事件の起るや諸説紛々たる中も世人は君を首
謀者の一人に指名したれども通信者は聞く所ありて其
首謀者は豫想外の人物なるべしとの旨を前報したりし
が今回通信者は親しく君に面會して問答したれば其大
意を記すに先づ右放逐事件の起りたる前後、君の言

行を聞くと君は同事件
日本人を向ひて曰く足
するは甚だ危し當地に
の兆ありと又去月の末
たりし時大院君は平生
度も招き我國人の勲靜
信者は其後君の邸を訪
しを以て退き再三訪問
たまへ今回の放逐一
「足下等は過般來基
めて心配ならん」と語
最早平定せしならん
して世事を知らず日本
く再び入京せしや」と
もの多し」と答へて今
しに君曰く今回の事は
此原因たる彼我貿易の
多し余は日本商人の甚
商は我韓民の爲す所、
顧みざる爲め自ら親
最も憂ふる所なり清人
得んとするより韓民と
らく商業上に競争は免
なる事等は賢明なる君
「其弊は早く彼我政府
るべし」と述べしに君
惡きに非らず朝鮮政府
政府に立つ者は皆子任
らざれば國民が亂を企
々若しは從來政事に關
に近來何か心を勞せる
り難しと雖も以上の
るべきか
上京人の強訴 前便に
閣替辨の宅へ押掛くる
には使令の官服を着け
か不審に思ひたりしが
強訴連なり此一連は一
しく融合し居たりと重
憚なり
○米商拘引事件餘聞
去九日同府第一部長及
許されず立會を始
懇々述べたる由あるが
たる折柄なれば退き
りしを以て去る十日朝
立會を始めに就てけ
の旨を告げ午前十時三
となり後場は通常の時
部にて取調を受けし者
したりとの説ありと
○桃源 紅藍千丈の由
京の野暮人には滅多に
に春風に吹かるゝ此
用し野外に春光を弄
めあり近くは汽車に
上新橋を越して横濱
藤澤戸塚は丘陵近く甲